

長久手市道路占用料条例 「料金改正前後の比較」

改正後 令和5年4月1日施行予定				改正前 令和2年4月 1日施行		参考	
占用物件		単位	占用料(円)	占用料(円)	(増減) %	(増減額) 円	
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,200	1,300	92.3%	△ 100	
	第2種電柱		1,800	2,000	90.0%	△ 200	
	第3種電柱		2,400	2,700	88.9%	△ 300	
	第1種電話柱		1,000	1,200	83.3%	△ 200	
	第2種電話柱		1,700	1,900	89.5%	△ 200	
	第3種電話柱		2,300	2,600	88.5%	△ 300	
	その他の柱類		100	120	83.3%	△ 20	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1m1年 につき	10	12	83.3%	△ 2	
	地下に設ける電線その他の線類		6	7	85.7%	△ 1	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	1,000	1,200	83.3%	△ 200	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1㎡1年につき	630	710	88.7%	△ 80	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	2,100	2,400	87.5%	△ 300	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		880	990	88.9%	△ 110	
	広告塔	表示面積 1㎡1年につき	3,600	2,600	138.5%	1,000	
	その他のもの	占用面積 1㎡1年につき	2,100	2,400	87.5%	△ 300	
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1m1年 につき	44	49	89.8%	△ 5	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		63	71	88.7%	△ 8	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		94	110	85.5%	△ 16	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		130	140	92.9%	△ 10	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		190	210	90.5%	△ 20	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		250	280	89.3%	△ 30	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		440	490	89.8%	△ 50	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		630	710	88.7%	△ 80	
	外径が1.0m以上のもの		1,300	1,400	92.9%	△ 100	

改正後 令和5年4月1日施行予定			改正前 令和2年4月1日施行		参考	
占用物件		単位	占用料(円)	占用料(円)	(増減) %	(増減額) 円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1㎡1年につき	2,100	2,400	87.5%	△ 300
法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	上空に設ける通路	占用面積 1㎡1年につき	1,800	1,300	138.5%	500
	地下に設ける通路		1,100	790	139.2%	310
	その他のもの		2,100	2,400	87.5%	△ 300
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	その他のもの	占用面積 1㎡1月につき	360	260	138.5%	100
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板	表示面積 1㎡1年につき	3,600	2,600	138.5%	1,000
	標識	1本1年につき	1,700	1,900	89.5%	△ 200
令第7条 第2号に 掲げる工 作物		占用面積 1㎡1年につき	2,100	2,400	87.5%	△ 300
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占用面積 1㎡1月につき	360	260	138.5%	100
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占用面積 1㎡1年につき	AIに0.011を 乗じて得た額	AIに0.013を 乗じて得た額		
	その他のもの		AIに0.008を 乗じて得た額	AIに0.009を 乗じて得た額		
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1㎡1年につき	AIに0.011を 乗じて得た額	AIに0.013を 乗じて得た額		
	上空に設けるもの		AIに0.023を 乗じて得た額	AIに0.024を 乗じて得た額		
	その他のもの		AIに0.033を 乗じて得た額	AIに0.034を 乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1㎡1年につき	AIに0.033を 乗じて得た額	AIに0.034を 乗じて得た額		

※赤枠は改定時に増額となるものを表すものとする。

※赤字は改定及び改訂対象部分を表すものとする。

※Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。